

みつけレンタサイクル利用規約

みつけレンタサイクルのご利用の前に、みつけレンタサイクル利用規約をよくお読みください。
みつけレンタサイクル利用者は、下記規約をご承認のもとに利用していただきます。

1. みつけレンタサイクルについて

「みつけレンタサイクル」は、見附市内を気軽に散策したりしていただくことなどを目的に「見附市地域公共交通活性化協議会」(以下、協議会といいます)が自転車を市民や見附市を訪れた方々に無償で提供するものです。

2. 利用方法

- ①看板に記載されている QR コードを読み取り利用登録を行い、登録後に送られてくる番号にて、ダイヤル錠を開錠してください。
- ②ハンドル部にあるキーボックスに 100 円硬貨を 1 枚入れ、チェーンキーのロックを解除し、チェーンキーを外すとご利用可能になります。
- ③利用時間は、原則、借りた日、当日中となっています。
- ④利用途中で自転車を離れる場合は、ダイヤル錠で施錠してください。
- ⑤サイクルポートにみつけレンタサイクルを返却し、チェーンキーをキーボックスに差し込むと 100 円硬貨が戻ります。
- ⑥サイクルポートに返却されるまで、みつけレンタサイクルのキーボックス内にある 100 円は協会所有となります。

3. 禁止事項

- ①1 回の利用で 2 日以上利用しないでください。
- ②長時間の独占利用はおやめください。
- ③道路交通法を順守してください。(飲酒運転の禁止、傘さし運転や携帯電話を利用しながらの運転も禁止です。)
- ④借りたサイクルポート以外に駐輪しないでください。
- ⑤安全上、身長が 145cm 未満の方の利用はご遠慮ください。

4. 放置されたみつけレンタサイクルの回収

- 利用時間内にサイクルポートにみつけレンタサイクルを返却されない場合は放置したものとして取り扱います。
- 利用時間内であっても、同一場所に長時間にわたって駐輪された場合も協議会の判断で放置されたものとして取り扱う場合もございます。
- 放置されたみつけレンタサイクルは協議会が回収しますが、回収された場合はキーボックス内の 100 円は、回収費用等に充当させていただき、お返しできない場合がございます。

5. 通知・連絡

利用しているみつけレンタサイクルに異常や故障を発見した場合は、直ちに利用を中止し、見附市地域公共交通活性化協議会(事務局:見附市都市環境課)にご連絡ください。以上や故障を発見したにもかかわらず、利用を継続され人身事故・物損事故が発生しても協議会では責任を負いません。

6. 警察への通報

みつけレンタサイクルの利用中に、人身事故・物損事故が発生した場合は、必ず警察に届け出てください。

7. 事故等の責任

- みつけレンタサイクルの利用中（走行中のみならず駐停車時を含む）、利用者の故意過失によって生じた人身事故・物損事故は、協議会では一切責任を負いません。すべて利用者の責任となります。
- 駐停車中、転倒等で発生した人身事故・物損事故についても、協議会では一切責任を負いません。駐停車する場合は転倒しないように注意してください。
- ブレーキの故障、タイヤの異常など、みつけレンタサイクルの構造の欠陥、整備不良によることが原因であることが明らかな場合には、協議会にご連絡ください。協議会において、調査のうえみつけレンタサイクルの構造の欠陥、整備不良に起因することが原因で人身事故・物損事故が発生したことが明らかである場合には、この限りではありません。
- みつけレンタサイクルのかごやサイクルポート内に置かれた物品等の紛失等については、協議会では一切責任を負いません。

お問い合わせ先

見附市地域公共交通活性化協議会（事務局：見附市都市環境課）

TEL:0258-62-1700（平日 8:30～17:15 まで）